

公益社団法人日本甲冑武具研究保存
会 会費に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本甲冑
武具研究保存会（以下「本会」という）
の会員制度について、定款第3章会員
の規定に基づき、会費等の収納の取り
扱いにかかる基本的事項を定めるもの
とする。

(入会金)

第2条 定款第7条に規定する入会金は3千
円とする。

(年会費)

第3条 定款第7条に規定する会費は、年度
単位で定めるものとし、会員種別によ
って次の各項のとおりとする。

2. 定款第5条第1項第1号に規定する正
会員の年会費は1万2千円とする。
3. 定款第5条第1項第2号に規定する法
人会員の年会費は1口5万円とする。
4. 定款第5条第1項第3号に規定する学
生会員の年会費は、6千円とする。
5. 定款第24条第に規定する役員、及び
第34条に規定する参与の年会費は、3
万円とする。
6. 定款第34条に規定する評議員の年会
費は2万円とする。
7. 定款第34条に規定する顧問の年会費
は無料とする。
8. 会費の変更は定款第7条に基づき総会
議決により決定され、翌年度より施行さ
れるものとする。

(収納時期)

第4条 会費は原則として1月中の本会の請
求により4月1日までに翌年度分の会費
を一括納入とする。

2. 年度途中から入会する場合は、原則と
して入会時に入会金、及び当該年度の会
費全額を一括納入するものとする。
3. 協力団体(支部)に属する会員の会費は、
協力団体(支部)が集めるものとする。会

費収納期日に関しては第1項に基づい
て定めた日時と同じとする。

(収納方法)

第5条 入会金及び会費は、会員から原則と
して本会郵便振替口座に収納するものと
する。但し、入会金及び会費の納入にか
かる送金手数料は会員が負担するものと
する。

2. 前項の規定に関わらず、協力団体(支部)
に属する会員の会費は協力団体(支部)が
集め、本会郵便振替口座に送金し、本部
にて収納するものとする。

(領収証及び会員証)

第6条 入会金及び会費を納入した際には領
収書を発行するものとする。

2. 会費を収納した際には当該年度の会員
証を発行するものとする。
3. 会員特典を受ける際、本会からの請求
により会員証を提示させる（ものとする）
ことができる。

(返 還)

第7条 定款第7条第2項に定める通り、既
納の入会金及び会費は返還しないものと
する。

(会費滞納者の取り扱い)

第8条 第4条の規定に基づき、4月1日ま
でに会費が納入されない者を滞納者とす
る。

2. 滞納者に対しては適宜に書面にて会費
の督促を行うことができる。
3. 協力団体(支部)に所属する会員の会費
督促に関しては、協力団体(支部)より通
知するものとする。
4. 滞納者に対しては秋以降の会誌を発送
しない旨を本部より通告した上で実行
するものとする。

(変 更)

第9条 この規則は理事会の議決により変更
することができる。

(附 則)

この規則は公益法人の認定の日から施行する。

改定 平成25年4月6日

改定 平成26年4月1日

改定 平成27年4月1日

改定 令和元年6月1日

改定 令和7年4月1日（公益法人認定日）